

事業主の皆様 本年10月からインボイス制度が始まります!

登録を行うかどうか、どう判断する?

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- ◆ 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です。
- ◆ 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です。
- ◆ **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です。

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ◆ **登録を受けた場合**は、インボイスが交付でき、課税事業者として**消費税の申告が必要**です。
- ◆ **登録を受けない場合**は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。(免税事業者)
なお、売上先は、**経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます**。(経過措置終了後はできません)
- ◆ 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます。

インボイス発行事業者になった場合の経過措置

免税事業者からインボイス発行者になった場合の税負担・事務負担を軽減することができます。

納税額が売上税額の2割に軽減

対象となる方

免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

事例紹介

売上700万円(税額70万円)
経費150万円(税額15万円)
※サービス業の場合

実額計算の場合▶ $70\text{万円} - 15\text{万円} = 55\text{万円}$

簡易課税の場合▶ $70\text{万円} - 35\text{万円} = 35\text{万円}$

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ $70\text{万円} \times 2\text{割} = 14\text{万円}$

実額計算

簡易課税

特例

納税額

55万円

納税額

35万円

納税額

14万円

この他にも、事業規模に応じた様々な支援措置がありますので、ご確認ください。



令和5年度 武雄商工会議所事業計画 及び収支予算が承認されました

去る3月27日(月)武雄商工会議所2階大会議室にて、令和4年度第2回通常議員総会が開催され以下の議案について慎重なる審議が行われた結果、原案通り承認されました。

- 第1号議案 令和5年度事業計画(案)について
- 第2号議案 令和5年度収支予算(案)について
- 第3号議案 特定商工業者負担金の賦課について
- 第4号議案 事務手数料徴収規定の一部改正について

令和5年度における武雄商工会議所の主な取組

① 新型コロナウイルス感染症対策

ウィズコロナまたはアフターコロナへの対応や、デジタル化、インボイス制度導入等の対応といった事業環境変化による影響を受ける事業者からの経営相談や各種申請サポートなど事業所支援を実施します。

② 部会活動の強化

原材料高騰や人出不足など様々な課題を抱える会員事業所の意見を集約し、課題解決や経営改善に向けて武雄商工会議所8部会を中心とした活動を強化し、会員参加による会議所運営を行います。

③ 新幹線関連の取組み

鹿島、有田、伊万里の近隣商工会議所や関係団体と連携し、集客向上のための取組を進めます。また、新幹線開業効果の検証やこれからの活用方法などについて講演会や研修を通じ研究を進めます。

また、人口減少が見込まれる西九州地域において、将来の発展のために関西方面と直結し人の流れを作る必要があります。その実現のためにはフル規格による新幹線の整備が不可欠であることから、新幹線フル規格促進佐賀県民会議とも協力し活動を進めてまいります。

④ 継続事業の取組み

前項の他、会議所組織の強化や行政等への政策提言といった恒久的な取組も継続して行なって参ります。

令和5年度 収支予算

単位/千円

会 計	本年度	前年度	比較増減
一般会計	30,009	30,900	▲ 891
共済制度	11,472	11,462	10
会館運営	4,715	4,715	0
駐車場	7,427	7,546	▲119
中小企業相談所	35,200	34,450	750
合 計	88,823	89,073	▲ 250



雇用保険料率改定のお知らせ

令和5年4月1日から、雇用保険料率の労働者負担・事業主負担の保険料率が変更となっていますのでご注意ください。

■ 令和5年4月1日～令和6年3月31日

事業の種類	負担者	①	②		①+②	
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	※	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業においては一般の事業の率が適用されます。



佐賀県

事業承継・引継ぎ支援センター

相談無料

佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターは、国が運営する事業を実施し、円滑な事業のバトンタッチを支援し、次世代へのスムーズな継承を促進させるために設立されたものです。

親族又は第三者への事業引継ぎの相談窓口として、事業承継に関するお悩みに、スタッフが対応いたします。

事業承継問題に取り組む際の、ご子息など親族に事業を継承するうえでの課題や、第三者への事業譲渡を通じて事業の引継ぎを行ううえでの課題など、様々な事柄に対処いたします。

お問合せ先

TEL：0952-27-7071(代表・親族承継・経営者保証)

TEL：0952-20-0345(第三者・従業員承継)

会員の皆様

後継者問題でお悩みではないですか？

佐賀県は全国の中でも高齢化が進んでいる県です。近年、中小企業の経営者の高齢化、後継者不在による事業承継問題が深刻化しており、将来の事業存続に課題や悩みを抱える企業が多くなっています。

親族承継、従業員承継、第三者承継(M&A)のいずれのパターンにおいても、後継者選びにあたっては関係者と十分な意思疎通を図り、経営権の引継ぎや後継者教育等について検討していく必要があります。

事業承継は、5年～10年もの準備期間を要します。

先送りにせず、まずは支援センターなどに相談してみましょう



事業引継ぎ奨励金のお知らせ

佐賀県内の中小企業・小規模事業者の円滑な事業引継ぎを後押しします！

売り手、買い手 双方に

50万円



買い手が県内に移住する場合は
買い手に「移住加算奨励金」

50万円

共通応募要件

- ① 佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターに事業引継ぎの相談を行った上で、令和5年3月1日から令和6年2月29日までに事業引継ぎを行うこと。
- ② 県内中小企業者が実施してきた事業を同族関係者以外の中小企業者が引き継ぐこと。

売り手要件

- ① 県内中小企業者又はその代表者であること。
- ② 親族内後継者、従業員後継者が不在であること。

買い手要件

- ① 中小企業者又はその代表者、あるいは創業希望者等の個人であること。
- ② (「移住加算奨励金」の要件)①に加え、買い手が、申請日までに佐賀県外から県内に移住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有し、当該移住者が事業引継ぎにより売り手の中小企業者の代表となること。(ただし、「佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領」に基づく「移住支援金」の交付を受ける者は「移住加算奨励金」の交付対象外です。)

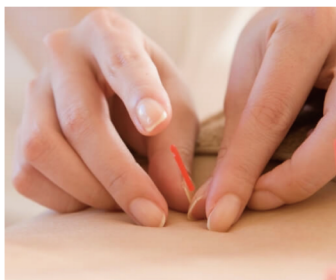
※本奨励金の詳細については、令和5年4月中にホームページにて公表予定となっておりますのでご確認ください。《<http://www.saga-cci.or.jp>》

お問合せ先

事業引継ぎ奨励金事務局 TEL：0952-20-0345

新会員紹介

げいしんどう 迎心堂



代表者名：迎 祐子
住 所：東川登町永野 6178
連 絡 先：0954-28-9191
営業内容：鍼灸治療、薬膳茶販売
営業時間：火・金 14:00～19:00
土・日 10:00～19:00
定 休 日：月曜日
コメント：お身体の不調やお悩みに
対して鍼灸治療や体質に合わせた薬
膳茶をオーダーメイドで作って販売し
ています。不妊治療や美容鍼灸、
精神疾患を得意とし、ストレスを測る
機械やエコーを導入しています。

たけおほうらいまち うんすい 武雄蓬萊町 雲水



代表者名：森 治彦
住 所：武雄町富岡 7484-3
連 絡 先：080-9301-5297
営業内容：別荘型（キッチン付）
宿泊施設
定 休 日：不定休
コメント：心落ち着く数寄屋づくりの
お部屋で、日々のあれこれから少し
離れ、疲れた心をゆるりとほぐして、
暮らすような滞在をしていただきたく
この宿をはじめました。宜しく願ひ
たします。

わいしゅ あゆみ 和伊酒 歩



代表者名：江向 真一
住 所：武雄町武雄 5608-16
連 絡 先：070-1943-1985
営業内容：創作和食
営業時間：11:50～14:00
17:00～22:00
定 休 日：不定休
コメント：季節の海鮮や地元の食材
も使用した、和食とイタリアンの創作
料理・海鮮丼のお店です。武雄の
皆様を笑顔にできるよう、地元の武
雄に恩返しできるよう精進いたします。
自信の味ぜひご堪能ください。

せいいたいん おはよー 整体院



代表者名：松尾 奈実子
住 所：朝日町甘久 2273-2-101
連 絡 先：0954-23-0015
営業内容：整体
営業時間：9:00～18:00
定 休 日：水・日・祝日
コメント：背骨の歪み、筋肉、体幹、
脳圧のバランスをとることで痛みを取り
除く、揉まない・叩かない・ボキボ
キしないオリジナルの整体法です。女
性の方が安心して来院できるように女
性専門でしています。

会員情報変更

事業所名の変更

新事業所名	旧事業所名	代表者名
佐賀トヨタ自動車（株）武雄バイパス店	ネットトヨタ佐賀（株）武雄店	金子 晴雄
朝日 I&R リトリート（株）	（株）吉野屋（武雄温泉ハイツ）	野畑 龍彦

代表者の変更

事業所名	新代表者名	旧代表者名
佐賀トヨタ自動車（株）武雄バイパス店	金子 晴雄	馬渡 好文
朝日 I&R リトリート（株）	野畑 龍彦	野田 葉子
武雄興産（株）餃子会館	野田 憲司	野田 一成

所在地の変更

事業所名	新事業所所在地	代表者名
佐賀トヨタ自動車（株）武雄バイパス店	武雄市武雄町大字富岡 12661-1	金子 晴雄
（有）廣	武雄市武雄町大字富岡 9606-3	瀧本 ヒロ子

協会けんぽ佐賀支部からのお知らせ

令和5年4月から

生活習慣病予防健診等の自己負担を軽減します

軽減前 最高 7,169円 ▶ 軽減後 最高 5,282円

メタボリックシンドロームとともに5大がん※までカバー！

※5大がん：「肺がん」「胃がん」「大腸がん」「子宮頸がん」「乳がん」
※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

▶ 上記一般健診の対象者は35歳～74歳の被保険者（ご本人）です。
▶ 付加健診、乳がん検診等の自己負担額についても同様に軽減します

令和5年3月分（4月納付分）から
協会けんぽ佐賀支部の保険料率に変更となります

健康保険料率

11.00% ▶▶▶ 10.51%

介護保険料率

1.64% ▶▶▶ 1.82%

▶ 40歳から64歳の方には、全国一律の介護保険料率が加わります。
▶ 任意継続被保険者の方は、令和5年4月分から変更となります。



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

TEL 0952-27-0612

〔受付時間〕平日 8:30～17:15

毎年の健診が健康への第一歩！ 特設サイト公開中！

